第13号議案

芦屋市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月20日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

宅地造成事業に係る用地売却の完了に伴い, 芦屋市宅地造成事業特別会計を廃止するため, この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特別会計条例の一部を改正する条例

芦屋市特別会計条例(昭和39年芦屋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第11号を次のように改める。

(11) 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例により廃止する芦屋市宅地造成事業特別会計に係る平成29年度の出納の閉鎖は、なお従前の例による。

参照

芦屋市特別会計条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

宅地造成事業に係る用地売却の完了に伴い, 芦屋市宅地造成事業特別会計を廃止 するため, この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

芦屋市宅地造成事業特別会計を廃止する。(第1条関係)

3 施行期日等

- (1) 平成30年4月1日
- (2) 廃止する芦屋市宅地造成事業特別会計に係る平成29年度の出納の閉鎖は、なお従前の例による。

芦屋市特別会計条例新旧対照表

(下線部分は,改正部分)

改正案		現行	
(設置)		(設置)	
第1条	地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、	第1条	地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、
次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該		次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため,当該	
各号に掲げる特別会計を設置する。		各号に掲げる特別会計を設置する。	
(1)	芦屋市国民健康保険事業特別会計	(1)	芦屋市国民健康保険事業特別会計
(2)	削除	(2)	削除
(3)	削除	(3)	削除
(4)	芦屋市公共用地取得費特別会計	(4)	芦屋市公共用地取得費特別会計
(5)	削除	(5)	削除
(6)	芦屋市都市再開発事業特別会計	(6)	芦屋市都市再開発事業特別会計
(7)	削除	(7)	削除
(8)	削除	(8)	削除
(9)	芦屋市駐車場事業特別会計	(9)	芦屋市駐車場事業特別会計
(10)	芦屋市介護保険事業特別会計	(10)	芦屋市介護保険事業特別会計
(11)	<u>削除</u>	(11)	芦屋市宅地造成事業特別会計
(12)	芦屋市後期高齢者医療事業特別会計	(12)	芦屋市後期高齢者医療事業特別会計